

ひと ひと  
男と女、ともに歩もう

# 拓け中央輝きプラン

ダイジェスト版



平成19年3月



中央市男女共同参画委員会

中央市では、色覚障害者にやさしいユニバーサルデザインを採用しています。

## 市長あいさつ

中央市長 田中 久雄



平成18年2月20日に中央市が誕生してから1年が過ぎました。本市は、「実り豊かな生活文化都市」を将来像に掲げ、「自律した活力ある市の創造」「自治力の確かな市の創造」「文化度の高い市の創造」を3つの基本理念として市政を推進しております。

その中の「文化度の高い市の創造」においては、男女がお互いに人権を尊重しあい、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を掲げております。

ここに本市が新たに策定しました男女共同参画プラン「<sup>ひと</sup>～男と女、<sup>ひと</sup>ともに歩もう～拓け中央輝きプラン」は、「中央市に住む誰もが、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力が十分発揮され、互いに支え合い、認め合うことで、あたたかな家庭づくり、元気な地域づくり、明るい職場づくりをめざします。」を総合目標に4つの基本目標と12の重点目標を定めて、平成19年度から平成28年度までの本市が進むべき方向を取りまとめたものです。ぜひとも、これを機会にこのダイジェスト版に目を通していただき、真に男女共同参画社会の実現のために市民の皆さまをはじめ、関係機関や関係企業、各種団体などの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プラン策定にあたり、ご尽力いただきました男女共同参画委員の皆さまに心から敬意と感謝を申し上げます。

## 「拓け中央輝きプラン」 誕生によせて

中央市男女共同参画委員長 乙黒 房子



中央市に「<sup>ひと</sup>～男と女、<sup>ひと</sup>ともに歩もう～拓け中央輝きプラン」が誕生いたしました。

平成18年2月の町村合併以前から、旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村のそれぞれの地域で実践されてきた内容を土台にした新プランです。

今後は、本プランを推進することによって、中央市における男女共生の新しい課題が見えてくるでしょう。<sup>ひと</sup>男と女による新しい意識づくりこそ、新しいまちづくりに取り組む大切なポイントになります。家庭、職場、そして地域活動における男女差別を見直し、また、行政と市民との新しい関係をつくっていく基となるものです。

私たちの手で進める本プランの推進は、一つの啓発活動です。まずそれに参加し、粘り強く地道な活動を積み重ねていきましょう。この努力が、<sup>ひと</sup>男と女の魅力ある関係をつくり、意欲に満ちた地域づくり、まちづくりにつながるものと信じております。

## 男女共同参画社会の必要性

男女共同参画社会づくりは、環境問題やエネルギー問題と同様の国際テーマです。

差別がよくないことは誰にでも理解できます。国連が分類する「差別」には4種類あります。人種差別、宗教差別、言語差別、そして性差別です。男女共同参画社会とは、その「性差別」のない社会のことをいいます。このことに関する基本的な考え方が日本国憲法に示されています。それは、「憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるものである」というものです。そして、第三章の第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」、第13条には「すべて国民は、個人として尊重される」とあります。

日本に「人権」という概念が生まれたのは、太平洋戦争の終戦後に制定されたこの日本国憲法からです。それまでは「人権」という考えはなく、当たり前のように性差別がありました。

それがいまだに、私たちの家庭内や職場内や地域社会の中に、「男だから・・・」とか「女なら・・・」などと、性で生き方や行動を固定化された制度や慣習が多く残っています。これらは速やかに改善しなければなりません。

男女共同参画社会は、性差別という人権侵害のない社会です。そこでは、個人の生き方、考え方が性で固定化されることなく、人として持つ権利（人権）が尊重されます。

次の世代にまで「性差別による人権侵害」が継承されないよう、今、私たちが自らこの問題にきちんと取り組む必要があります。

### 拓け中央輝きプランの総合目標と計画期間

#### 総合目標

中央市に住む誰もが、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力が十分発揮され、互いに支え合い、認め合うことで、あたたかな家庭づくり、元気な地域づくり、明るい職場づくりをめざします。

#### 計画期間

「拓け中央輝きプラン」の計画期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を目標年度とします。

## 分野1

## 家庭における男女共同参画

基本目標



互いを認め合い、思いやる明るい  
人づくり・家庭づくりをめざします。

### 重点目標1

家族一人ひとりが互いの心を大切にする、思いやりのある家庭づくりに取り組みます。

整理 (注1)	次世代 (注2)	推進の方向
B		思いやりのある家族づくりの推進
B	◎	家庭内暴力の根絶
B	◎	家庭と仕事が両立できる家族間支援体制の確立

(注1) 「整理」とは、計画の骨子内の「推進の方向」に掲げられた推進活動に、誰が主体的に取り組むべきかという識別を次のA～Cで示しています。

A: 市役所、行政区、自治会、学校、企業の経営者など

B: (推進活動の主体となる) 市民や推進委員

C: すべての人が守って当たり前のモラルやスローガンなど

(注2) 「次世代」欄の◎印は、次世代育成支援地域行動計画と整合させていきます。

### 重点目標2

家族みんなで協力し合い、それぞれが自立して、安心して暮らせるための、新たな家庭内ルールをつくります。

整理	次世代	推進の方向
B		生き方や考え方が性で異なる家庭内教育の推進
B		家庭内での男女共同・男女平等教育の推進
B	◎	家庭内の固定的性別役割分担意識と実態の改善
B	◎	家事や育児に対する自立力の強化
B		家事労働を正しく評価する基準の確立と普及
B		家庭から地域活動への積極的参画の促進
B		夫婦間で互いに自立できる財産の確保
B		男女共同参画の新たな家庭内ルールづくりの推進



### 重点目標3

生涯を通して心身の健康づくりに取り組みます。

整理	次世代	推進の方向
B	◎	日常における健康づくりの推進
B	◎	楽しく正しい健康的な食生活の推進

分野2

職場における男女共同参画

基本目標



仕事と家庭生活が両立できるよう  
職場内の制度や施設を整備充実し、  
安心して仕事のできる職場づくりをめざします。

重点目標 1

男女差別のない快適な職場づくりの実現と、育児休業制度や介護休業制度を利用しやすく、家庭と仕事が両立できる支援制度や設備の充実を図ります。

整理	次世代	推進の方向
A		職業能力向上のための教育研修制度の充実
A		雇用面や待遇面で男女差のない職場づくり
B		職場内の固定的性別役割分担の改善
A		多様な働き方を可能とする就労制度の整備
A	◎	育児・介護を支援する就労制度の整備

重点目標 2

自営で農業・商工業を営んでいる家庭では経営協定の締結を促進し、ゆとりと健康と経済的自立の確保に取り組みます。

整理	次世代	推進の方向
B		経営方針や生産方針を決定する場への積極的参画
B		家族経営協定締結の促進

重点目標 3

仕事面や待遇面などで不利にならないよう、男女共同参画に関する法律や制度について学びます。

整理	次世代	推進の方向
B		男女共同参画に関する法律の学習と遵守の促進
B		職業能力を高める研修会や学習会への参加



男女共同参画って何となく難しいと思われているけれど、私たちの普段の生活の中にある、ちょっとおかしいな？これって誰が決めたの？ などと感じる、性で役割や行動などが固定化されたことを改めることなのよね。例えば、「お父さんは家の大黒柱」とか「子育ては母親の方がよい」とか「責任ある仕事は女性には無理だ」といった考えを改めようということなのよね。

## 分野3 地域における男女共同参画

基本目標



男女共同による男女差別のない、  
活力ある地域づくりをめざします。

### 重点目標 1

地域の中で男女共同参画に関する啓発と学習を推進し、男女差別のない地域をつくります。

整理	次世代	推進の方向
A		地域における固定的性別役割分担の改善
B		地域における男女共同参画教育の実施
B		地域づくりにおける女性の積極的参画の推進
B		男女共同参画に関する地域リーダーの育成
B		男女共同参画に関する広報活動の推進

### 重点目標 2

男女共同の地域活動を実施し、元気で明るく住みやすい地域をつくります。

整理	次世代	推進の方向
A		男女共同参画を目指す推進体制の確立
B		男女でバランスのとれた公的役割の確立
B	◎	男女共同参画による青少年育成の推進
B		家庭から地域活動への積極的参加の促進
B	◎	地域ぐるみの環境保全の実施

### 重点目標 3

介護や子育てなどに地域ぐるみで支援できる体制を確立します。

整理	次世代	推進の方向
B		地域ぐるみの介護予防支援の実施
B	◎	地域ぐるみの子育て支援の実施

### 重点目標 4

多様な交流と積極的な参画で、活力ある地域づくりを図ります。

整理	次世代	推進の方向
B		異文化交流の推進
A	◎	世代間交流の推進
A	◎	家族間交流の推進

男女共同参画で地域が元気になれば、そこで暮らす家庭も元気になるんだよね。



分野4

学校と社会における男女共同参画

基本目標



男女共同参画の人づくり

社会づくりをめざします。

学校重点目標

男女の人権を尊重する学校教育をささえます。

整理	次世代	推進の方向
A		国際感覚を身につける教育の実践
A		学校教育における男女平等教育の充実

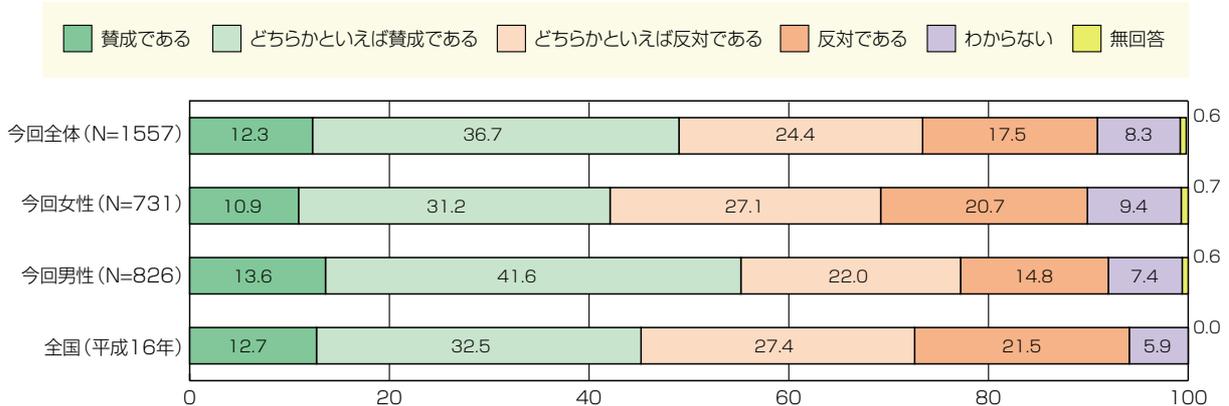


社会重点目標

法を遵守し、モラルを重んじ、国際貢献する人づくり・社会づくりに取り組みます。

整理	次世代	推進の方向
A		女性に対する暴力の根絶と対策の強化
C		産む性である女性の尊重
C		男女共同参画に関する国際貢献

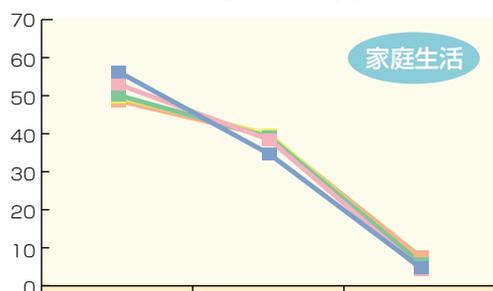
男は仕事、女は家庭という考え方への賛否(単位:%)



出典:「平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査」から

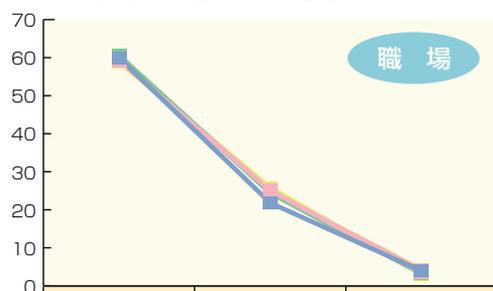
## 生活領域の中の実態

家庭生活における男女の地位の平等感(単位:%)



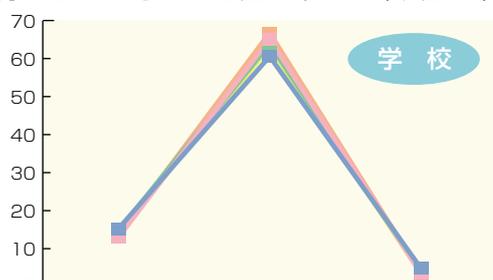
	男性優遇	平等	女性優遇
平成4年11月調査	56.9	35.2	5.3
平成7年7月調査	53.6	39.0	4.9
平成12年2月調査	50.7	39.7	6.5
平成14年7月調査	50.2	40.4	6.1
平成16年11月調査	49.3	39.9	8.1

職場における男女の地位の平等感(単位:%)



	男性優遇	平等	女性優遇
平成4年11月調査	60.1	21.9	4.0
平成7年7月調査	59.3	25.2	3.6
平成12年2月調査	60.7	24.5	3.3
平成14年7月調査	59.0	25.9	3.1
平成16年11月調査	59.4	25.0	4.2

学校教育における男女の地位の平等感(単位:%)



	男性優遇	平等	女性優遇
平成4年11月調査	15.3	60.6	4.9
平成7年7月調査	13.0	65.2	3.5
平成12年2月調査	14.8	63.9	3.8
平成14年7月調査	14.5	63.1	3.6
平成16年11月調査	13.7	66.8	3.5

社会通念・しきたりにおける男女の地位の平等感(単位:%)

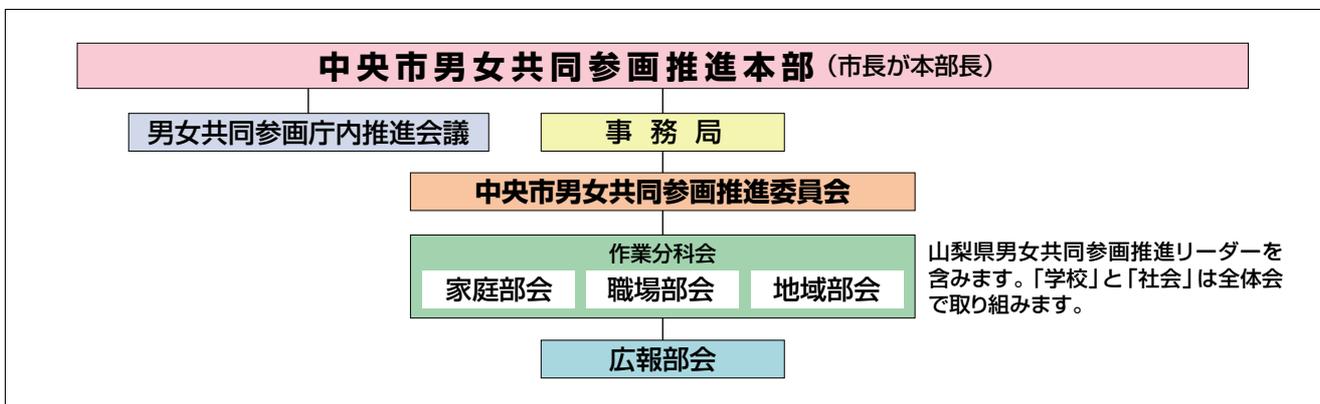


	男性優遇	平等	女性優遇
平成4年11月調査	76.5	15.3	3.1
平成7年7月調査	77.1	15.6	2.3
平成12年2月調査	76.6	15.8	2.9
平成14年7月調査	73.2	18.4	3.0
平成16年11月調査	74.7	17.2	3.2

出典:内閣府大臣官房広報室 世論調査報告書(平成16年11月調査から)

内閣府は、平成4年から3年ごとに「生活領域における男女の地位」について全国調査しています。それによると、家庭や職場や社会全体では、まだまだ男性優位であり、学校のようなグラフになるためには、そこに色々な改善点が潜んでいるようです。

## 中央市男女共同参画の推進体制



市長を本部長とする推進本部を設け、その下に推進委員会と、役所内の課長以上で構成する庁内推進会議を設置します。実際の推進活動は、推進委員会(全体会)の中に作業分科会を編成して行います。

## 男女共同参画社会って何なの？

《妻》 今度、お隣に越してきた山田さん、奥さんは弁護士だそうよ。

《夫》 そうらしいね。毎朝、大きなかばんを下げて、忙しそうに出かけていくよ。

《妻》 いいわねえ。あたまのいい人は…。

《夫》 どうして？

《妻》 だって、仕事でお金が稼げるでしょう？

《夫》 君だって、子育てや家事という大切な仕事をしているじゃないか。

《妻》 家事や子育てって、仕事なのかしら？

《夫》 男女共同参画では、立派な仕事と認められているよ。

《妻》 男女共同参画社会ってよく聞くけれど、それって何なの？

《夫》 例えばね、おじいちゃんが子どもたちによく言っている、「男の子なら家を守るんだぞ」とか、「女の子なら家事をお手伝いしなさい」ということや、「妻なら夫が決めた事に従うものだ」とか、「家事や子育ては嫁の仕事だ」などと、性で役割を決めつけていることを固定的性別役割分担といってね、こういうことのない社会のことを、男女共同参画社会というんだよ。

《妻》 それ、私のお父さんもよく言うわ。

《夫》 だろう？ 同じようなことが職場や地域社会の中にもいっぱいあるよ。

《妻》 職場では、どんなところにあるの？

《夫》 例えば、女性をコピーやお茶くみなどの雑用に使ったり、能力があってもなかなか管理職に登用しなかったり、給与や待遇面で男性と差が出たりすることだよ。

《妻》 なるほどね。この地域社会では？

《夫》 地区の役員さんは男と決めつけてあったり、地域の決め事は男が中心であったりすることさ。

《妻》 そういえば、勤労奉仕に女が出ると、いやみを言う人がいるらしいわね。

《夫》 そうなのか？

《妻》 ええ。スコップを持ってきても、使った事がないだろうとか、女は喋ってばかりいて仕事をしないから困るんだよなあ、なんて言われたらしいわ。

《夫》 この地域でも、まだまだ差別的な意識が強いね。

《妻》 でも、確かに女は喋っていることが多いのよね。

《夫》 そういう身近なことに気づくことが、男女共同参画社会づくりの一步なのさ。

《妻》 あなた、よく勉強しているのね。

《夫》 まあね。夫婦の間で、どっちが偉いとか、君はこうあるべきだと決めつける必要はないからね。できる人がやればいいんだよ。

《妻》 私たちが、そういう考えでいれば、子どもたちはそれが当たり前と思うわね。

《夫》 それが大事なことなんだよ。

《妻》 そうね。



# 中央市と山梨県内の関連する窓口

## ■ 中央市の主な窓口

平成19年4月1日より

市民の健康	健康相談は	健康推進課	電話 274-8542	玉穂庁舎
子育て支援	乳児相談は	健康推進課	電話 274-8542	玉穂庁舎
	ひとり親福祉相談は	子育て支援課	電話 274-8557	玉穂庁舎
	児童家庭相談は	子育て支援課	電話 274-8557	玉穂庁舎
相談支援業務	行政相談は	総務課	電話 274-8511	田富庁舎
	人権相談は	総務課	電話 274-8511	田富庁舎
	障害者相談は	福祉課	電話 274-8544	玉穂庁舎

## ■ 山梨県内の男女共同参画に関する施設と窓口

男女共同参画推進センター	ぴゅあ総合	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	電話 055-235-4171
男女共同参画推進センター	ぴゅあ峡南（南部町）		電話 0556-64-4777
男女共同参画推進センター	ぴゅあ富士（都留市）		電話 0554-45-1666
山梨県男女共同参画課		〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	電話 055-223-1358
県民生活センター	県民が気軽に利用できる各種相談窓口		電話 055-223-1366
女性相談所	女性の保護相談など		電話 055-254-8635
就業支援センター	就職に関する相談、離転職者のための職業訓練など		電話 055-251-3210
やまなし女性の応援サイト		<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/">http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/</a>	

## ■ 山梨県内の次世代育成支援に関する相談窓口

かるがも	子育て相談総合窓口		電話 055-251-4152
障害者相談所	心身に障害のある方の相談など		電話 055-254-8671
精神保健福祉センター	精神障害者の社会復帰、参加促進や心の健康相談		電話 055-254-8644
	心の健康など電話相談（ストレス ダイアル）		電話 055-254-8700
精神科救急医療相談窓口			電話 055-254-3119
中央児童相談所	児童に関する各般の問題につき家庭その他からの相談など		電話 055-254-8617

## ■ 山梨労働局 雇用均等室

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法などに関することについて  
〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11 電話 055-225-2859 FAX 055-225-2787  
<http://www.y-roudoukyoku.jp/>

## ■ (財)21世紀職業財団 山梨事務所

女性の能力発揮促進に関する情報提供と両立支援・パートタイム労働に関する情報や助成金について  
〒400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2階  
電話 055-236-5271 FAX 055-236-5431  
フレイフレイ・テレフォン 電話 055-254-2020  
フレイフレイネット <http://www.2020net.jp/>

「拓け中央輝きプラン」に関するお問い合わせ先

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中央市役所総務部政策秘書課（平成19年4月1日より）

電話 055-274-8512 FAX 055-274-7130



色覚UD

この印刷物は色覚障害の方に配慮し制作しています。

印刷：株式会社サンニチ印刷